

参議院文教委員会會議録第十八号

平成九年六月十八日(水曜日)
午前九時三十分開会

委員長の異動
六月十八日清水嘉与子君委員長辞任につき、その補欠として大島慶久君を議院において委員長に選任した。

委員の異動

六月十二日

辞任

山本 正和君

補欠選任

菅野 壽君

六月十三日

辞任

菅野 壽君

補欠選任

山本 正和君

六月十七日

辞任

菅野 壽君

補欠選任

久保 亘君

六月十八日

辞任

本岡 昭次君

補欠選任

大島 慶久君

六月十八日

辞任

山本 正和君

補欠選任

菅野 壽君

六月十八日

辞任

山本 正和君

補欠選任

菅野 壽君

六月十八日

辞任

山本 正和君

補欠選任

菅野 壽君

六月十八日

辞任

山本 正和君

補欠選任

菅野 壽君

六月十八日

辞任

山本 正和君

補欠選任

菅野 壽君

六月十八日

辞任

山本 正和君

補欠選任

菅野 壽君

六月十八日

辞任

山本 正和君

補欠選任

菅野 壽君

六月十八日

辞任

山本 正和君

補欠選任

菅野 壽君

六月十八日

辞任

山本 正和君

補欠選任

菅野 壽君

て、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

スポーツは、心身ともに健やかな人間を育て、生活に潤いと活力を与え、また、世界の人々をつなぐ大切な人類共通の文化であります。二十一世紀に向けて、我が国が明るく豊かで活力のある社会を築き、充実した国民生活を実現していくためには、スポーツをめぐる環境の整備が大きな課題となっております。

そこで、このような国民の声にこたえるべく、スポーツ議員連盟において長年にわたり検討を重ね、二十一世紀に向けた我が国のスポーツ振興政策を取りまとめたところであります。

中でも、学校週五日制や一般社会の週休二日制の進展、高齢化社会の到来に対応し、体力や年齢に応じてスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の構築は重要であるとの認識のもとに、だれもが手軽にスポーツに親しめる環境を地域のコミュニティを中心に創造し、その活動を総合的に支援するシステムにより、多様なスポーツ活動の基盤を整備していくことを提言いたしております。

また、トップレベルの選手の躍動する姿に感動し、その活躍に胸躍らせることは国民の大きな夢であり、スポーツ選手の活躍のための条件を整備し、メダルへの挑戦を支援するとともに、オリンピック大会等に象徴される国際的スポーツ活動に対する一層の支援など、競技力向上のための環境の整備の積極的な推進についても提言いたしております。

このような広範かつ多様なスポーツの振興に関する施策を実現していくためには、相当規模の財源が確保される必要がありますが、国の財政は依然として厳しい状況にあり、スポーツの振興に要する経費を既存財源の中で飛躍的に充実していくことには限界があることも残念ながら事実であります。

このため、スポーツ振興政策の実現のためには、新たに、諸外国でも定着しているスポーツ振

興投票制度を導入し、広く国民の理解と協力を得てスポーツ振興に必要な資金を確保する必要があるとの結論に達しました。もとより、この制度については、公正さと透明性が確保されるシステム、国民に理解されるシステムとすることが必要であることは言うまでもなく、慎重に検討を重ね、十分な配慮を加えております。

このような二十一世紀に向けたスポーツ振興政策、それを実現するための新たな財源確保策は、スポーツ界の総意として長年にわたりその実現が切望されてきたものであり、また、国民の夢と願いを実現するものとして、ここに関係の法律案を提出した次第であります。

まず、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、スポーツ振興のために必要な資金を確保してスポーツの振興に寄与するため、スポーツ振興投票に関する事項を定めるもので、その主な内容は、

第一に、この法律の目的を、スポーツの振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、もってスポーツの振興に寄与することとする。

第二に、日本体育・学校健康センターは、スポーツ振興投票を行うことができること。

第三に、スポーツ振興投票の対象となるサッカーの試合の指定、投票券の発売並びに十九歳未満の者及び関係者等による投票券の購入の禁止、私利金の交付など、スポーツ振興投票の実施についての所要の規定を設けること。

第四に、スポーツ振興投票に係る収益について、地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設の整備に要する資金の支給に充てるなど、その使途についての規定を設けること。

第五に、スポーツ振興投票の対象となるサッカーの試合を行うスポーツ振興投票対象試合開催機構についての所要の規定を設けること。

第六に、センターは、スポーツ振興投票に関する

国民の理解を深めるため、情報公開などの措置を講ずること。

第七に、地方公共団体等の行うスポーツ振興事業への支援に充てる金額の総額は、センターが収益のうちから国庫に納付する金額のおおむね三分の一相当額となるようにするものとする。

第八に、罰則に関する所要の規定を設けること。

であります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとともに、この法律施行後七年を経過した場合においては、この法律の実施状況に照らし、スポーツ振興投票制度のあり方について見直しを行うこととしております。

次に、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本案は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行に伴い、これに関連する業務を日本体育・学校健康センターの業務とする等の所要の規定を整備するものであり、その主な内容は、

第一に、日本体育・学校健康センターの目的の一部を改め、スポーツの振興のために必要な援助を行うこととする。

第二に、センターの業務として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定する業務を追加すること。

第三に、文部大臣は、センターのスポーツ振興投票等業務に係る事業計画等を認可しようとするときは、政令で定める審議会の意見を聞かなければならないこと。

第四に、センターの行う国庫納付について規定を設けること。

第五に、政府は、センターの行う国庫納付の金額に相当する額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならないこと。

であります。

なお、この法律は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律の施行の日から施行することとしております。

次に、スポーツ振興法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本案は、最近におけるスポーツに関する情勢の変化等にかんがみ、スポーツの振興のための措置を一層適切に講じるため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関して、国と同委員会との緊密な連絡についての規定を追加すること。

第二に、プロスポーツの選手の競技技術の活用に関する規定を追加すること。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が各法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(清水嘉与子君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(清水嘉与子君) これより諸議の審査を行います。

第二四号私学助成に関する諸議外三百五十七件を議題といたします。

これらの諸議につきましては、理事会において協議の結果、第五号私学助成制度の拡充強化に関する諸議、第二〇三一号豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する諸議外三件及び第二二六二号長野オリンピック冬季競技大会及び長野パラリンピック冬季競技大会の支援に関する諸議外二件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第二四号私学助成に関する諸議外三百四十九件は保留することに意見が一致した

しました。
以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(清水嘉与子君) 継続審査要求に関する件についてお諮りいたします。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案及びスポーツ振興法の一部を改正する法律案、以上三案につきましては、閉会中もなお審査を継続することとし、三案の継続審査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○阿部幸代君 委員長。

○委員長(清水嘉与子君) 阿部幸代さん。

○阿部幸代君 スポーツ振興投票の実施等に関する法律案、いわゆるサッカーくじ法案等を継続審査とすることに反対の意見表明をさせていただきます。

サッカーくじは、日本弁護士連合会の鬼迫会長が指摘しているように、サッカーゲームの勝敗を予想し、結果的中すれば金銭を得るという性格に照らすと、刑法が禁じている賭博行為に該当するものであるという点で紛れもないギャンブルです。それは、何よりもフェアプレーの精神を大事にするスポーツを汚し、ゆがめるばかりではなく、サッカーを愛する青少年の夢を壊し、その健全な成長に新たな障害を持ち込むことになりま

人が一貫して導入に反対の声を上げています。
また、サッカーくじ法案には、Jリーグの業務、事業計画、人事にわたって文部省の深い関与が明記されており、スポーツ団体の自治と自主性の尊重を真つ向から否定するものです。これは、オリンピック憲章や社会教育法、スポーツ振興法にも反し、スポーツの自由な発展と国民の権利としてのスポーツの振興を願う者として問題視しないわけにはまいりません。
もともとサッカーくじ法案は、これまで国民各界の強い反対によって国会への提出ができなかったものが、今国会、衆議院でわずか二時間四十分の審議で採決を強行されました。しかも、衆議院の本会議では、提案者の属する各党党首を初め約七十人の反対や棄権、欠席者がありました。その上、参議院本会議での趣旨説明と質疑を行うことなく委員会付託を強行したものです。これでは国民の理解と納得は到底得られません。
法案の内容からも、また今日までの経過から、サッカーくじ法案等は廃案にするべきであり、継続審査には反対いたします。
○委員長(清水嘉与子君) 阿部さんから御異議が出されたので、これより採決いたします。
スポーツ振興投票の実施等に関する法律案、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案及びスポーツ振興法の一部を改正する法律案、以上三案の継続審査要求書を議長に提出することに賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
○委員長(清水嘉与子君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。
なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(清水嘉与子君) 次に、継続審査要求に

関する件についてお諮りいたします。
教育、文化及び学術に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続審査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(清水嘉与子君) 次に、委員派遣に関する件についてお諮りいたします。
閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。
午前十時四十分まで休憩いたします。
午前九時四十四分休憩
午前十時四十九分開会
○委員長(大島慶久君) ただいまから文教委員会を再開いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日、釜本邦茂君及び山本正和君が委員を辞任され、その補欠として私、大島慶久及び上山和人君が選任されました。
○委員長(大島慶久君) この際、一言ごあいさつを申し上げます。
先ほどの本会議におきまして文教委員長に選任されました大島慶久でございます。

さ

微力でございますが、委員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りまして公正かつ円満な運営を行ってまいりたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)
清水前委員長から発言を求められておりますので、これを許します。清水嘉与子君。
○清水嘉与子君 一言、皆様方に御礼のごあいさつを申し上げます。
あつという間というような感じがいたしますけれども、この委員会におきましては九本の法律が審査されまして、一本だけは継続になりましたけれども、そして最後の日までこうして委員会を持ちました。これは余り前例にない文教委員会だつたというふうに思います。そういう委員会のごとき委員長にさせていただきます。大変光栄でございます。
しかも、この委員会は学術、文化、スポーツ、それぞれ本場に専門家の方々ばかりのお集まりでございますまして、大変一年間美りの多い委員長生活を送っていただきましたことを心から御礼申し上げます。
ありがとうございました。(拍手)
○委員長(大島慶久君) 本日はこれにて散会いたします。
午前十時五十一分散会
〔参照〕
文教委員会付託請願中採択一覧表(八件)
第五五号 私学助成制度の拡充強化に関する請願
第二〇三一号、第二〇五五号、第二〇五九号、第二一七八号 豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願
第二一六二号、第二二九三三号、第二二六八四号 長野オリンピック冬季競技大会及び長野パラリンピック冬季競技大会の支援に関する請願

六月十二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、大学教員の任期制法案の廃案に関する請願(第二二〇九号)
- 一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第二二一一号)(第二二二八号)
- 一、大学教員への任期制導入の法制化反対に関する請願(第二二二五号)
- 一、長野オリンピック冬季競技大会及び長野パラリンピック冬季競技大会の支援に関する請願(第二二六二号)
- 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第二二六三号)
- 一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第二二六八号)(第二二七〇号)
- 一、豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願(第二二七八号)
- 一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第二二九七号)
- 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第二三〇〇号)
- 一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第二三〇一号)
- 一、大学教員への任期制導入の法制化反対に関する請願(第二三〇七号)(第二三〇八号)
- 一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第二三二二号)
- 一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第二三二五号)
- 一、大学教員への任期制導入の法制化反対に関する請願(第二三二九号)
- 一、大学教員への任期制導入の法制化反対等に関する請願(第二三八八号)
- 一、大学教員への任期制導入の法制化反対等に関する請願(第二二八九号)

- 一、長野オリンピック冬季競技大会及び長野パラリンピック冬季競技大会の支援に関する請願(第二二九三号)
- 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第二二九四号)
- 一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第二三〇一号)
- 一、大学教員への任期制導入の法制化反対等に関する請願(第二三〇五号)
- 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第二三六四号)
- 一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第二三七七号)(第二四一九号)
- 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第二四三三号)
- 一、大学教員への任期制導入の法制化反対に関する請願(第二四三八号)
- 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第二四四二号)
- 一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第二四四三号)
- 一、大学教員への任期制導入の法制化反対に関する請願(第二四四四号)
- 一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第二四六二号)(第二四八九号)(第二四九四号)(第二五〇〇号)
- 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第二五〇二号)
- 一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第二五〇三号)(第二五〇八号)(第二五〇九号)
- 一、サッカーくじ法案反対、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願(第二五一〇号)(第二五一一号)(第二五二二号)(第二五二三号)(第二五二四号)

- 二五一四号)
- 一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第二五二三号)
- 一、学費値下げ、大学予算増額、私学助成増額に関する請願(第二五五九号)(第二五六一号)
- 一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第二五七七号)
- 一、学費値下げ、大学予算増額、私学助成増額に関する請願(第二五九三号)
- 一、サッカーくじ法案反対、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願(第二五九四号)
- 一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第二五九六号)(第二六一七号)(第二六三三号)(第二六六五号)
- 第二二〇九号 平成九年五月三十日受理
大学教員の任期制法案の廃案に関する請願
請願者 横浜市中区桜木町三ノ九 野島通 紀 外五百三名
紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一七八号と同じである。
- 第二二一一号 平成九年五月三十日受理
スポーツ振興財源の確保に関する請願
請願者 千葉市川市高谷二ノ七ノ七ルネ 南市川五二二 大橋俊仁 外八十三名
紹介議員 倉田 寛之君
この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
- 第二二二八号 平成九年五月三十日受理
スポーツ振興財源の確保に関する請願(二通)
請願者 千葉市花見川区検見川町三ノ三二 五ノ六 鶴田好行 外十九名
紹介議員 井上 裕君

- この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
- 第二二三五号 平成九年五月三十日受理
大学教員への任期制導入の法制化反対に関する請願
請願者 埼玉県入間市久保稲荷二ノ二ノ一 一〇三 細山俊男 外四百九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第一〇七三号と同じである。
 - 第二二六二号 平成九年五月三十日受理
長野オリンピック冬季競技大会及び長野パラリンピック冬季競技大会の支援に関する請願
請願者 長野県小県郡丸子町下丸子一ノ五 金井浩正
紹介議員 村沢 牧君
長野オリンピック冬季競技大会及び長野パラリンピック冬季競技大会は、今世紀最後を飾る冬の祭典であり、長野県のみならず我が国を世界にアピールする祭典である。ついでには、この意義ある両大会の成功に向け、各般にわたる一層の支援を図られたい。
 - 第二二六三号 平成九年五月三十日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願
請願者 長野市安茂里差出一、〇一八 成 沢栄一
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。
 - 第二二六八号 平成九年五月三十日受理
スポーツ振興財源の確保に関する請願(二通)
請願者 茨城県北相馬郡藤代町桜が丘二ノ二ノ四 木田旭 外二百七十八名
紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第二一七〇号 平成九年五月三十日受理

スポーツ振興財源の確保に関する請願

請願者 山梨県北巨摩郡須玉町若神子二、

二一 飯田一寿 外二十八名

紹介議員 志村 哲良君

この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第二一七八号 平成九年五月三十日受理

豊かな私学教育の実現のための私学助成に関する請願

請願者 福島県東白川郡塙町大字上渡井字

松ノ木田四 塩田明美 外三千四

百四十五名

紹介議員 齋藤 勤君

この請願の趣旨は、第二〇三一号と同じである。

第二一九七号 平成九年六月二日受理

スポーツ振興財源の確保に関する請願(二通)

請願者 大阪府東大阪市東石切町六ノ八ノ

一六 藤本正行 外二百六十八名

紹介議員 釜本 邦茂君

この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第二二〇〇号 平成九年六月二日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(二通)

請願者 東京都板橋区小茂根四ノ一八ノ一

二 森山正男 外四百二十五名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第二二〇一号 平成九年六月二日受理

スポーツ振興財源の確保に関する請願

請願者 東京都大田区仲池上一ノ一四ノ一

三 小野喬 外二百四十五名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第二二〇七号 平成九年六月二日受理

大学教員への任期制導入の法制化反対に関する請願

請願者 福島市桜木町八ノ一桜木町住宅五

〇二 斎藤勝弥 外三千六百四十

二名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一〇七三三号と同じである。

第二二〇八号 平成九年六月二日受理

大学教員への任期制導入の法制化反対に関する請願

請願者 福島県郡山市大槻町北中野下三ノ

一三 伊藤洋 外四百八十二名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第一〇七三三号と同じである。

第二二二一号 平成九年六月二日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(二通)

請願者 岡山市関一六 徳田治良 外十一

名

紹介議員 石田 美栄君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二二五一号 平成九年六月二日受理

スポーツ振興財源の確保に関する請願

請願者 愛知県刈谷市寿町四ノ二〇七 安

藤隆 外八名

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第二二七九号 平成九年六月二日受理

大学教員への任期制導入の法制化反対に関する請願

請願者 北海道帯広市大通南三ノ三 島

田信義 外千七百七名

この請願の趣旨は、第一〇七三三号と同じである。

第二二八〇号 平成九年六月二日受理

大学教員への任期制導入の法制化反対等に関する請願

請願者 東京都文京区小石川一ノ一五ノ一

七 TN小石川ビル四F 鴨居守

外六千四百四名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一五〇三三号と同じである。

第二二八八号 平成九年六月二日受理

大学教員への任期制導入の法制化反対に関する請願

請願者 札幌市西区八軒四条東四丁目 川

端康夫 外千四百三十一名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇七三三号と同じである。

第二二八九号 平成九年六月二日受理

大学教員への任期制導入の法制化反対等に関する請願

請願者 北海道小樽市色内二ノ一三ノ五

林秀夫

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一五〇三三号と同じである。

第二二九三号 平成九年六月三日受理

長野オリンピック冬季競技大会及び長野パラリンピック冬季競技大会の支援に関する請願

請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田

竜彦

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第二一六二二号と同じである。

第二二九四号 平成九年六月三日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 横濱市栄区長尾台町一〇五 酒井

信夫 外六名

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第二三〇一号 平成九年六月三日受理

スポーツ振興財源の確保に関する請願(四通)

請願者 横濱市都筑区加賀原一ノ二四ノ七

ノ三一〇 藤田義仁 外八十八名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第二三五〇号 平成九年六月三日受理

大学教員への任期制導入の法制化反対等に関する請願

請願者 東京都小平市回田町二七七ノ五

小野寺百合子 外三十七名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一五〇三三号と同じである。

第二三六四号 平成九年六月三日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 群馬県北群馬郡伊香保町伊香保三

〇〇ノ七 植木正美 外三名

紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第二三七七号 平成九年六月三日受理

スポーツ振興財源の確保に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市越戸町四六ノ三

製袋丸敷 外十九名

紹介議員 矢野 哲朗君

この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第二四一九号 平成九年六月四日受理

スポーツ振興財源の確保に関する請願

請願者 横濱市栄区長尾台町一〇五 酒井

信夫 外六名

請願者 川崎市多摩区菅三ノハノ九YS

コト稲田堤Bノ一〇二 猪瀬和
宏 外二十四名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第二五六一号 平成九年六月六日受理

学費値下げ、大学予算増額、私学助成増額に関する請願

請願者 大阪府四条畷市南野一ノ一四ノ四

六 金井雅子 外二十四名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第二五七七号 平成九年六月六日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 大阪府藤井寺市津堂二ノ二七

下村雄蔵 外九名

紹介議員 谷川 秀善君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第二五九三号 平成九年六月九日受理

学費値下げ、大学予算増額、私学助成増額に関する請願

請願者 東京都練馬区東大泉二ノ二六ノ二

三ノ二二二 高橋あゆみ 外三百六十四名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第二五九四号 平成九年六月九日受理

サッカーくじ法案反対、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願

請願者 東京都青梅市梅郷三ノ八八四ノ

四 中河原貢 外九千三百三十五名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一七八五号と同じである。

第二五九六号 平成九年六月九日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 東京都町田市鶴間一、三三〇ノ一

九 藤野洋 外九名

紹介議員 上吉原一天君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二六一七号 平成九年六月九日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 埼玉県浦和市太田建七、二四四ノ

六 廣崎正彰 外四名

紹介議員 大河原太郎君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二六三三三号 平成九年六月九日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 千葉県船橋市北本町一ノ一八ノ一

ノ五〇三 米澤貞弘 外四名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二六六五号 平成九年六月九日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 川崎市宮前区土橋五ノ四ノ一一ノ

九一〇 山田剛 外四名

紹介議員 水島 裕君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

六月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第

二六六八号)

一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るた

めのスポーツ振興くじの実現に関する請願

(第二六七五号)

一、長野オリンピック冬季競技大会及び長野パ

ラリンピック冬季競技大会の支援に関する請願(第二六八四号)

一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第

二六九二号)

一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るた

めのスポーツ振興くじの実現に関する請願

(第二六九八号)

一、地域スポーツ環境の整備充実のためのス

ポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第

二七〇二号)

一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るた

めのスポーツ振興くじの実現に関する請願

(第二七〇六号)(第二七三四号)(第二七五一

号)(第二七五九号)(第二七六七号)

一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第

二七八三三号)

一、サッカーくじ法案反対、スポーツ予算の大

幅な増額に関する請願(第二七八六号)

一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るた

めのスポーツ振興くじの実現に関する請願

(第二七九一号)(第二七九三三号)(第二八〇四

号)

一、サッカーくじ法案反対、スポーツ予算の大

幅な増額に関する請願(第二八二二二号)

一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るた

めのスポーツ振興くじの実現に関する請願

(第二八三二二号)

一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第

二八三四号)

一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るた

めのスポーツ振興くじの実現に関する請願

(第二八三八号)(第二八四〇号)(第二八四三

号)

一、地域スポーツ環境の整備充実のためのス

ポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第

二八四八号)

一、サッカーくじ法案反対、スポーツ予算の大

幅な増額に関する請願(第二八五九号)

一、地域スポーツ環境の整備充実のためのス

ポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第

二八七六号)

一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るた

めのスポーツ振興くじの実現に関する請願

(第二八八一号)

第二六六八号 平成九年六月十日受理

スポーツ振興財源の確保に関する請願(二通)

請願者 福岡市城南区樋井川四ノ三二ノ二

八 会津一徳 外十名

紹介議員 吉村剛太郎君

この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第二六七五号 平成九年六月十日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのス

ポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 神奈川県大和市南林間七ノ一ノ一

〇ノ二〇一 藤井秋実 外五名

紹介議員 依田 智治君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二六八四号 平成九年六月十日受理

長野オリンピック冬季競技大会及び長野パラリン

ピック冬季競技大会の支援に関する請願

請願者 長野県下高井郡山ノ内町大字平穂

二、二〇二 西山平四郎

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二一六二号と同じである。

第二六九二号 平成九年六月十日受理

スポーツ振興財源の確保に関する請願

請願者 東京都練馬区下石神井四ノ二八ノ

一三 澤田幸男 外二百四十四名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第二六九八号 平成九年六月十日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのス

ポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 東京都町田市本町田二、〇一六ノ

一四 安部徹 外四名

紹介議員 国井 正幸君
この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二七〇二号 平成九年六月十日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願
請願者 長野県北佐久郡立科町大字芦田 三、五四七 寺島義幸

紹介議員 小山 峰男君
この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第二七〇六号 平成九年六月十日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願
請願者 東京都品川区豊町六ノ二ノ八 津留一清 外四名

紹介議員 谷川 秀善君
この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二七三四号 平成九年六月十日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願
請願者 川崎市宮前区野川三、〇二三 岡達生 外五名

紹介議員 北岡 秀二君
この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二七五一号 平成九年六月十日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願
請願者 埼玉県春日部市備後東六ノ三ノ五 井手均 外四名

紹介議員 大島 慶久君
この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二七五九号 平成九年六月十一日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願
請願者 埼玉県川越市古谷本郷一、四九二

ノ五ノKノ二ノ四一〇 川口三三 夫 外五名
紹介議員 小山 孝雄君
この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二七六七号 平成九年六月十一日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願
請願者 横浜市青葉区桂台二ノ三八ノ三 柴田宏 外五名

紹介議員 小林 元君
この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二七八三三号 平成九年六月十一日受理
スポーツ振興財源の確保に関する請願
請願者 青森市大野若宮一五ノ八 高橋仁 外二百五十六名

紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第二七八六号 平成九年六月十一日受理
サッカーくじ法案反対、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願(二通)
請願者 長野県岡谷市湊一ノ二ノ一七 有賀高志 外一万四千二百六十五名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一七八五号と同じである。

第二七九一号 平成九年六月十一日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願
請願者 千葉県船橋市飯山満町二ノ九五三ノ四 河内由博 外四名

紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二七九三三号 平成九年六月十一日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのス

スポーツ振興くじの実現に関する請願
請願者 新潟市天野一、一九三ノ一 平田孝夫 外一名
紹介議員 長谷川道郎君
この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二八〇四号 平成九年六月十一日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願
請願者 東京都世田谷区給田五ノ二ノ一三ノ六〇八 西田晴之 外三名

紹介議員 二本 秀夫君
この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二八二二二号 平成九年六月十一日受理
サッカーくじ法案反対、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願
請願者 大阪府松原市天美東七ノ一二〇 山本満司 外三十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一七八五号と同じである。

第二八三二二号 平成九年六月十一日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願
請願者 神奈川県相模原市相模台七ノ八ノ一 土屋和平 外四名

紹介議員 鈴木 正孝君
この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二八三四号 平成九年六月十一日受理
スポーツ振興財源の確保に関する請願(四通)
請願者 川崎市麻生区千代ヶ丘四ノ九ノ一七 国広晋 外三十名

紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第二八三八号 平成九年六月十一日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのス

スポーツ振興くじの実現に関する請願
請願者 東京都豊島区東池袋五ノ三二ノ一 四 高橋勝馬 外四名
紹介議員 橋本 聖子君
この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二八四〇号 平成九年六月十一日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願
請願者 東京都江東区東横一ノ七ノ一七ノ四〇七 雨宮輝也 外十四名

紹介議員 笠原 潤一君
この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二八四三三号 平成九年六月十一日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願
請願者 東京都目黒区中目黒一ノ一ノ四 小寺重利 外四名

紹介議員 林 芳正君
この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第二八四八号 平成九年六月十一日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願
請願者 群馬県高崎市下小島町二一 廣岡敏彦 外七名

紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第二八五九号 平成九年六月十一日受理
サッカーくじ法案反対、スポーツ予算の大幅な増額に関する請願
請願者 石川県七尾市矢田町四ノ一六ノ一 三 三原光子 外三百六十二名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第一七八五号と同じである。

第二八七六号 平成九年六月十一日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 岡山市八幡東町一五ノ五 富阪正和 外九名

紹介議員 片山虎之助君

この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

第二八八一号 平成九年六月十一日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 東京都目黒区中町一ノ六ノ一四ノ七〇三 喜多香保里 外四名

紹介議員 南野知恵子君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

六月十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、スポーツ振興投票の実施等に関する法律案

(衆)

一、日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(衆)

一、スポーツ振興法の一部を改正する法律案(衆)

スポーツ振興投票の実施等に関する法律案

スポーツ振興投票の実施等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 スポーツ振興投票の対象となる試合

(第四条・第五条)

第三章 スポーツ振興投票の実施(第六条―第二十条)

第四章 スポーツ振興投票に係る収益の使途

(第二十一条・第二十二条)

第五章 スポーツ振興投票対象試合開催機構

(第二十三条―第二十九条)

第六章 雑則(第三十条・第三十一条)

第七章 罰則(第三十二条―第三十七条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツの振興のために必要な資金を得るため、スポーツ振興投票の実施等に関する事項を定め、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「スポーツ振興投票」とは、サッカーの複数の試合の結果についてあらかじめ発売されたスポーツ振興投票券によって投票をさせ、当該投票とこれらの試合の結果との合致の割合が文部省令で定める割合(以下「合致の割合」という。)に該当したスポーツ振興投票券を所有する者に対して、合致の割合ごとに一定の金額を払戻金として交付することをいう。

(スポーツ振興投票の施行)

第三条 日本体育・学校健康センター(以下「センター」という。)は、この法律で定めるところにより、スポーツ振興投票を行うことができる。

第二章 スポーツ振興投票の対象となる試合

(対象試合)

第四条 スポーツ振興投票の対象となる試合は、第二十三条第一項の規定による指定を受けた法人(次条、第十条第三号及び第四号並びに第十二条において「機構」という。)が開催する第二十四条第一号に規定するサッカーの試合(次条、第七条第一項及び第十条第六号において「対象試合」という。)とする。

(登録)

第五条 対象試合に出場する選手、監督及びコーチ(専ら競技に関し指導及び助言を行う者をいう。以下同じ。)並びに対象試合の審判員は、文部省令で定めるところにより、機構に登録された者でなければならない。

2 機構は、対象試合の公正な実施を確保するため必要があるとき、文部省令で定めるところにより、前項の規定による登録を抹消することができる。

第三章 スポーツ振興投票の実施

(スポーツ振興投票の実施回数)

第六条 センターは、文部省令で定める年間の実施回数の範囲を超えてスポーツ振興投票を実施してはならない。

(試合の指定等)

第七条 センターは、文部省令で定めるところにより、実施するスポーツ振興投票ごとに、あらかじめ、対象試合のうちからそのスポーツ振興投票の対象となる試合を指定するものとする。

2 センターは、前項の指定をしたときは、文部省令で定めるところにより、指定の内容その他必要な事項を公示しなければならない。

(スポーツ振興投票券の発売等)

第八条 センターは、券面金額百円のスポーツ振興投票券を券面金額で発売することができる。

2 センターは、前項のスポーツ振興投票券二枚分以上を一枚で代表するスポーツ振興投票券を発売することができる。

3 スポーツ振興投票券に記載する事項その他スポーツ振興投票券に関し必要な事項は、文部省令で定める。

(スポーツ振興投票券の購入等の禁止)

第九条 十九歳に満たない者は、スポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、スポーツ振興投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 スポーツ振興投票券に係る政府職員

二 センターの役員及びスポーツ振興投票に係るセンターの職員

三 機構の役員及び職員

四 第二十四条第一号に規定するサッカーチームを保有する機構の社員(その社員が法人である場合は、その法人の役員)

五 第五条第一項の規定による登録を受けた選手、監督、コーチ及び審判員

六 天候の悪化その他やむを得ない事由により対象試合の中止を決定し、又はその決定に関

与する権限を有する者(前三号に掲げる者を除く。)

(スポーツ振興投票券の再交付)

第十一条 スポーツ振興投票券は、再交付しない。

(試合の結果の通知)

第十二条 機構は、文部省令で定めるところにより、第七条第一項の規定により指定された個々の試合(以下「指定試合」という。)の結果を確定し、そのすべてが確定した日から十日以内に、それをセンターに通知しなければならない。

(払戻金の交付)

第十三条 センターは、前条の規定による通知を受けたときは、文部省令で定めるところにより、スポーツ振興投票券の売上金額(スポーツ振興投票券の発売金額から第十七条第三項の返還金の総額を差し引いた金額をいう。以下同じ。)に二分の一を超えない範囲内において政令で定める率を乗じて得た金額を合致の割合ごとに配分し、当該配分した金額にそれぞれ次条の加算金を加えた金額(以下「配分金額」という。)を合致の割合ごとに各合致投票券(合致の割合に該当するスポーツ振興投票券をいう。以下同じ。)にあん分した金額(当該あん分した金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合にあつては当該券面金額とし、当該あん分した金額が合致の割合ごとに政令で定める金額(以下この条及び次条第二項において「払戻金の最高限度額」という。)を超える場合にあつては払戻金の最高限度額とする。)を、合致投票券と引換えに、これを所有する者に払戻金として交付する。

(加算金)

第十四条 前条の規定により配分金額を算出した場合において、いずれかの合致の割合について合致投票券がないときは、その合致の割合に係る配分金額は、次回のスポーツ振興投票券におけるその合致の割合に係る加算金とする。

2 前条の規定により配分金額を各合致投票券に

あん分した金額が払戻金の最高限度額を超える場合においては、当該超える部分の金額の合致の割合ごとの総額は、次のスポーツ振興投票におけるその合致の割合に係る加算金とする。

(端数処理)

第十五条 第十三条の払戻金を交付する場合においては、その金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

2 前項の規定により端数を切り捨てることによつて生じた金額は、センターの収入とする。

(所得税の非課税)

第十六条 第十三条の払戻金については、所得税を課さない。

(スポーツ振興投票券の発売の特例)

第十七条 指定試合の開催が文部省令で定める数に満たなかったときその他文部省令で定める事由に該当することとなつたときは、その指定試合に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかつたものとみなす。

2 スポーツ振興投票券の発売金額の全部又は一部を天災地変その他やむを得ない事由により合計することができなかつたときは、その合計することができなかつた発売金額に係るスポーツ振興投票券は、発売されなかつたものとみなす。

3 センターは、前二項の規定により発売されなかつたものとみなされたスポーツ振興投票券の券面金額に相当する金額を、そのスポーツ振興投票券と引換えに、これを所有する者に返還金として交付する。

(業務の委託等)

第十八条 センターは、文部省令で定めるところにより、スポーツ振興投票に係る業務のうち次に掲げる業務を銀行その他の政令で定める金融機関(以下この条において「銀行等」という。)に委託することができる。

一 スポーツ振興投票券の売りさばき

二 合致投票券及び前条第一項又は第二項の規定により発売されなかつたものとみなされた

スポーツ振興投票券の受領

三 第十三条の払戻金及び前条第三項の返還金の支払

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定により委託を受けた業務を行うことができる。

3 銀行等が行う前項の業務の運営に関し必要な事項は、大蔵省令、文部省令で定める。

(警察署長の措置等)

第十九条 遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の規定により合致投票券又は第十七条第一項若しくは第二項の規定により発売されなかつたものとみなされたスポーツ振興投票券(以下この条において「合致投票券等」という。)を保管している警察署長は、その合致投票券等に係る第十三条の払戻金又は第十七条第三項の返還金(以下この条及び次条において「払戻金等」という。)の債権が時効により消滅するおそれがあるときは、センターに対し、払戻金等の交付を請求しなければならぬ。

2 センターは、前項の規定による請求があつたときは、第十三条又は第十七条第三項の規定にかかわらず、その請求をした警察署長に対し、合致投票券等と引換えに、払戻金等を交付しなければならぬ。

3 前二項の規定により警察署長が交付を受けた払戻金等に対する遺失物法及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百四十条の規定の適用については、その払戻金等は、その警察署長が保管していた合致投票券等とみなす。

(払戻金等の債権の時効)

第二十条 払戻金等の債権は、一年間行わないときは、時効によつて消滅する。

第四章 スポーツ振興投票に係る収益の使用

(収益の使用)

第二十一条 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところによ

り、スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下この条において同じ。)が行う次の各号に掲げる事業に要する資金の支給に充てることができる。

一 地域におけるスポーツの振興を目的とする事業を行うための拠点として設置する施設(設備を含む。以下この項において同じ。)の整備

二 スポーツに関する競技水準の向上その他のスポーツの振興を目的とする国際的又は全国的な規模の事業を行うための拠点として設置する施設の整備

三 前二号の施設におけるスポーツ教室、競技会等のスポーツ行事その他のこれらの施設において行うスポーツの振興を目的とする事業(その一環として行われる活動が日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号。以下「センター法」という。)第二十条第一項第一号の二及び第一号の四に該当する事業を除く。次号において同じ。)

四 前号に掲げるもののほか、スポーツの指導者の養成及び資質の向上、スポーツに関する調査研究その他のスポーツの振興を目的とする事業

2 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、スポーツ団体が我が国で国際的な規模においてスポーツの競技会を開催する事業であつて文部省令で定めるもの(以下この項において「特定事業」という。)に要する資金の支給に充てることができる。この場合においては、センターは、センター法第三十五条の二第一項に規定するスポーツ振興基金の運用利益金をもつて、特定事業に要する資金の支給に充ててはならない。

3 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、スポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金の融通のため、銀行その他の

金融機関に対し、資金の貸付けを行うことができる。

4 センターは、スポーツ振興投票に係る収益をもつて、文部省令で定めるところにより、その行う第一項第二号から第四号までに規定する事業に要する経費に充て、及びセンター法第三十五条の二第一項に規定するスポーツ振興基金に組み入れることができる。

(国庫納付金)

第二十二条 センターは、センター法第三十条の二で定めるところにより、スポーツ振興投票に係る収益金の一部を国庫に納付しなければならない。

第五章 スポーツ振興投票対象試合開催機構

(機構の指定)

第二十三条 文部大臣は、サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的として設立された民法第三十四条の社団法人であつて、次条に規定する業務を公正かつ円滑に行うことができると思われるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、スポーツ振興投票対象試合開催機構(以下「機構」という。)として指定することができる。

2 文部大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 第二十九条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、第一号に該当する者があること。

3 文部大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部大臣に届け出なければならない。

5 文部大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十四条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 機構の社員の保有するサッカーチーム(選手としての役務の提供に対し報酬を得る者をその構成員とすることができ、そのものに限る。)相互間におけるサッカーの試合を計画的かつ安定的に開催すること。

二 第二十三条の規定による試合の結果の確定及びその通知を行うこと。

三 第一号のサッカーチームの選手、監督及びコーチ並びに同号のサッカーの試合の審判員について第五条の規定による登録及び登録の抹消を行うこと。

四 第一号のサッカーの試合の競技規則を定めること。

(業務規程)

第二十五条 機構は、あらかじめ、前条に規定する業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、文部省令で定める。

3 文部大臣は、第一項の認可をした業務規程が前条に規定する業務の公正かつ円滑な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(事業計画等)

第二十六条 機構は、毎事業年度開始前に(第二十三条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、文部省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、文部大臣に提出しなければならない。これを

変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、文部省令で定めるところにより、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、文部大臣に提出しなければならない。

(役員及び解任)

第二十七条 機構の役員は、文部大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 文部大臣は、機構の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは業務規程に違反したとき、若しくは第二十四条に規定する業務に著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により機構が第二十三条第二項第三号に該当することとなるときは、機構に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第二十八条 文部大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、機構に対し、第二十四条に規定する業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(指定の取消し等)

第二十九条 文部大臣は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第二十三条第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 第二十二條、第二十三條第四項、第二十五条第一項又は第二十六条の規定に違反したとき。

三 第二十五条第一項の認可を受けた業務規程によらないで第二十四条に規定する業務を行ったとき。

四 第二十五条第三項、第二十七条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十三条第一項の規定

による指定を受けたとき。

2 文部大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第六章 雑則

(国民の理解を深めるための措置等)

第三十条 センターは、国民に対し、スポーツ振興投票の実施及びその収益の使途に関する情報を提供することにより、スポーツ振興投票がスポーツの振興に寄与していることについての理解を深めるとともに、スポーツ振興投票に関する世論の動向等を的確に把握するものとする。

(地方公共団体等への支援)

第三十一条 第二十一条及びセンター法第四十九条の二の規定の実施等に当たっては、地方公共団体の出資又は拠出に係るスポーツ団体が行う事業及び地方公共団体が自主的に行うスポーツ振興事業の円滑な実施等への支援に努めるものとし、当該支援に充てる金額の総額については、センター法第三十条の二の規定による国庫納付金のおおむね三分の一に相当する金額となるようにするものとする。

第七章 罰則

第三十二条 第三条の規定による場合を除き、不特定又は多数の者に財産上の利益を提供させ、又は提供することを約させて指定試合の結果の予想をさせ、当該予想と当該指定試合の結果との合致に応じて財産上の利益を提供することを約して利益を図つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条各号のいずれかに該当する者であつて前条の違反行為の相手方となつたもの

二 業としてスポーツ振興投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもって不特定多数の者からスポーツ振興投票券の

購入の委託を受けた者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反した者

二 第十条各号に準ずる者以外の者であつて第三十二条の違反行為の相手方となつたもの

第三十五条 第九条又は第十条の規定に違反する行為があつた場合において、その行為をした者がこれらの規定によりスポーツ振興投票券の購入又は譲受けを禁止されている者であることを知りながら、その違反行為の相手方となつた者(その相手方がスポーツ振興投票券の発売者であるときは、その発売に係る行為をした者)は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第三十七条 偽計又は威力を用いて指定試合の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(見直し)

2 この法律の施行後七年を経過した場合においては、この法律の実施状況に照らして、スポーツ振興投票制度の在り方について見直しを行うものとする。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律

日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法

律第九十二号の一部を次のように改正する。

目次中「第四十九条」を「第四十九条の二」に改める。

第一条中「スポーツに関する競技水準の向上等」を「スポーツの振興」に改める。

第十二条中「政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）」を「次の各号のいずれかに該当する者に改め、同条に次の各号を加える。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 この法律又はスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成九年法律第 号。以下「投票法」という。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

第二十条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 センターは、前項に規定する業務のほか、投票法に規定する業務（以下「スポーツ振興投票等業務」という。）を行うことができる。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限）
第二十五条の二 次に掲げる業務に係る運営費の金額は、スポーツ振興投票券の発売金額に応じ、当該発売金額の百分の十五を超えない範囲内において文部省令で定める金額（スポーツ振興投票券の発売金額が文部省令で定める金額に達しない場合にあつては、文部省令で定める期間内に限り、別に文部省令で定める金額）を超えてはならない。

一 スポーツ振興投票券の発売
二 投票法第十三条の払戻金の交付

平成九年七月九日印刷

三 投票法第十七条第三項の返還金の交付
四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
第二十六条中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改める。

第二十九条の次に次の一項を加える。
2 文部大臣は、前項の認可をしようとするときは、同項の事業計画、予算及び資金計画のうちスポーツ振興投票等業務に係る部分については、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。
（国庫納付金）
第三十条の二 センターは、政令で定めるところにより、投票法第二条に規定するスポーツ振興投票に係る毎事業年度の収益（当該事業年度の次に掲げる金額の合計額からスポーツ振興投票等業務に係る運営費の金額を控除した金額をいう。）の二分の一に相当する金額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

一 投票法第十三条に規定するスポーツ振興投票券の売上金額に、一から同条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額
二 投票法第十五条第二項の規定によりセンターの収入とされた金額
三 投票法第二十条の規定による債権の消滅に係る払戻金等の額

四 発売金額のうち第三十二条の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別勘定に属するものの管理により生じた運用利益金に相当する金額
第三十二条中「第二十条第一項第一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に係る経理」を「第二十条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務であつて投票法第二十一条第一項第二号から第四号までに規定する事業を施行するものに係る経理、第二十条第一項第一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する

業務に係る経理、スポーツ振興投票等業務に係る経理」に改める。
第三十三条の次に次の一条を加える。
（特別積立金）
第三十三条の二 センターは、毎事業年度、第三十二条の規定によりスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別勘定に係る損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その残余の額の一部を、政令で定めるところにより、特別積立金として整理することができる。

2 前項の特別積立金の処分については、政令で定める。
第三十五条の二 第一項中「と基金を」と「基金」に改め、「出えんされた金額の下に」及び「投票法第二十一条第四項の規定により基金に組み入れられた金額」を加える。
第三十九条第二項及び第四十条第一項中「この法律の下に」及び「投票法を加える」。

第四十一条第一項中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改める。
第四十一条第二項中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、第七章中同条の次に次の一条を加える。
（国庫納付金の教育事業等に必要経費への充当）
第四十九条の二 政府は、第三十条の二の規定による国庫納付金の額に相当する金額を、教育及び文化の振興に関する事業、自然環境の保全のための事業、青少年の健全な育成のための事業、スポーツの国際交流に関する事業等の公益の増進を目的とする事業に必要な経費に充てなければならない。

平成九年七月十日発行

第五十二条中「五万円」を「十万円」に改める。
附則
（施行期日）
1 この法律は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成九年法律第 号）の施行の日から施行する。
（経過措置）
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

スポーツ振興法の一部を改正する法律案
スポーツ振興法の一部を改正する法律
スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。
第十四条に次の一項を加える。

2 国は、前項に定める措置のうち、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関する措置を講ずるに当たつては、財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡に努めるものとする。

第十六条の次に次の一条を加える。
（プロスポーツの選手の競技技術の活用）
第十六条の二 国及び地方公共団体は、スポーツの振興のための措置を講ずるに当たつては、プロスポーツの選手の高度な競技技術が我が国におけるスポーツに関する競技水準の向上及びスポーツの普及に重要な役割を果たしていることにかんがみ、その活用について適切な配慮を講ずるよう努めなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
第十五号中正誤

ページ 段行 誤 正
七一 終わり 四年生 四年制
七一 終わり 四年生 四年制
一五 終わり 四年生 四年制
一五 終わり 四年生 四年制

この法律は、公布の日から施行する。
第十五号中正誤

この法律は、公布の日から施行する。
第十五号中正誤

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K